

平成30年(フ)第712号
福岡県那珂川市中原6丁目9番7号
破産者 株式会社空間工房

- 1 決定年月日 平成30年12月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

平成30年(フ)第164号
群馬県高崎市吉井町下長根127番地9
破産者 有限会社多胡商店

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成30年(フ)第40号
新潟県胎内市羽黒1017番地
破産者 有限会社中条メディカルサービス

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成30年(フ)第15号
静岡県袋井市友永5番地
破産者 有限会社アサナガ

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成29年(フ)第303号
和歌山市黒田310番地の7
破産者 株式会社笹田忠建具製作所

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成30年(フ)第128号
和歌山市西浜1660番地378和歌山木材会館2階7号室
破産者 株式会社ハル

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成30年(フ)第175号
和歌山県海南市岡田737番地2
破産者 株式会社カルテット

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成29年(フ)第461号
川崎市幸区中幸町1丁目42番地16
破産者 株式会社東伸

- 1 決定年月日 平成30年12月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成30年(フ)第241号
岐阜市住田町1丁目10番地
破産者 株式会社リマーニ

- 1 決定年月日 平成30年12月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成26年(フ)第101号
岐阜県多治見市大畑町5丁目9番地の16
破産者 有限会社ミリオネア

- 1 決定年月日 平成30年12月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成30年(フ)第59号
岐阜県恵那市長島町永田334番地26
破産者 有限会社エムアンドエス

- 1 決定年月日 平成30年12月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続終結

平成29年(フ)第2053号
福岡市博多区博多駅前4丁目37番2号
破産者 西日本サンコー株式会社

- 1 決定年月日 平成30年12月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部

平成30年(フ)第596号
福岡市東区城浜団地8番1号
破産者 有限会社水龍

- 1 決定年月日 平成30年12月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部

平成29年(フ)第1810号
埼玉県川口市大字榛松1875番地
破産者 有限会社新和機工

- 1 決定年月日 平成30年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成30年(フ)第69号
千葉県君津市大和田1丁目17番地1 ファミネ大和田 C、(開始決定時の住所)千葉県富津市富津1834番地
破産者 結城 真紀

- 1 決定年月日 平成30年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成29年(フ)第63号
島根県安来市飯島町1240番地69 日立伯太寮南棟301号
破産者 亡野沢博司相続財産(破産手続開始決定時の氏名野沢博司)

- 1 決定年月日 平成30年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成27年(フ)第83号
静岡県御殿場市萩原1360番地の231 Bank the Town D201、開始決定時の住所千葉県印西市高花5丁目5番地1
破産者 松尾 昭

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成29年(フ)第91号
(最後の住所)広島市安佐南区高取南2丁目33番19号
破産者 被相続人亡安本哲也相続財産

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第4部

平成28年(フ)第1940号
福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号
破産者 株式会社ZEN POWER

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部

平成29年(フ)第1616号
福岡市東区香住ヶ丘4丁目32番40-205号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区四箇6丁目14番9号
破産者 松尾 直

- 1 決定年月日 平成30年12月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部